

小規模事業経営支援事業費補助金制度見直し検討委員会の検討経過及び取りまとめの要旨

第1回(20.6.13開催) 第1回開催までに、商工会議所・商工会においてそれぞれ1回のワーキンググループを開催 補助金制度全体及び個別事業について、現状と課題を整理			第2回(20.8.26開催) 第1回と第2回の間、商工会議所・商工会においてそれぞれ3回のワーキンググループを開催し、課題への対応案を協議 商工会議所・商工会それぞれの対応案を出し合い、その同異を確認の上、異なる点について議論		第3回(20.10.10開催) 第2回と第3回の間、商工会議所で1回、商工会で2回のワーキンググループを開催し、「取りまとめの方向」について協議 補助金制度見直し案の取りまとめ
項目	現状	課題	対応案(商工会議所)	対応案(商工会)	取りまとめの要旨
制度全体の見直し	1街づくり事業等いわゆる「準ずる事業」が増加し、商工会議所・商工会によっては、主たる事業になりつつあるなど、補助対象事業が現状のニーズと必ずしも合致していない状況にある。	「準ずる事業」を具体的に列挙して、補助対象事業として明確に位置付けるべきではないか。	「準ずる事業」と「経改事業」を同等の扱いにすべきであり、「準ずる事業」の具体的内容は、「愛知県が認定する三つの大区分」の範囲内で、地域事情に応じ、各会議所で選択すべきである。	「準ずる事業」において経改事業に該当するものをガイドラインとしてメニュー化し、各団体毎、必要に応じて申請、県の認定を受けた上で経改事業として取り組み、実績報告をするとともに評価を受ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・「準ずる事業」を本来的な補助対象事業として明確に位置付けた上で、これをメニュー化しガイドラインとして整理する。 ・ガイドラインに該当しない事業でも、地域特性を反映して、本来的な補助事業に位置付けるべき事業は、個別承認とする。 ・各団体毎、必要に応じて選択実施する。
	2「準ずる事業」が増加しているにもかかわらず、経営指導員の人数を増加させることができない状況にあるため、本来の経営改善普及事業を計画どおり実施することが困難となりつつある。	小規模事業者のニーズが、将来的には変化することを踏まえ、ニーズ変化に柔軟に対応できる制度とすべきではないか。	経営指導員のマンパワーに対応し、かつ、小規模事業者のニーズにも合致する事業実施のあり方について検討すべきではないか。	将来のニーズ変化に対応した柔軟な制度とすべきである。	認定メニューにおいて、その他事項として知事が必要と認めた場合の項目を設定。
			「準ずる事業」の具体的内容は、地域事情に応じ、事業のスクラップ&ビルドや選択制を行うなど、各会議所の自主性を尊重すべきである。	経営指導員だけではなく、全職員による巡回等、組織を上げての対応を進め、チーム力を高めることで、選択と集中による指導体制を整備し、小規模事業者の多様化するニーズに応えていく。そのためには、専従体制の見直しと、商工会単位での実績評価の導入を希望する。 また、全職員体制を進めるにあたり、職員としてのレベル向上に向けた、経営指導員任用要件における指導件数の経験値を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事情に応じた事業を選択するなど、各団体毎の対応とする。 ・専従体制の見直しまでは行わず、経営指導員以外の指導も実績として認めるものとする。

項目	現状	課題	対応案（商工会議所）	対応案（商工会）	取りまとめの要旨
制度全体の見直し	2「準ずる事業」が増加しているにもかかわらず、経営指導員の人数を増加させることができない状況にあるため、本来の経営改善普及事業を計画どおり実施することが困難となりつつある。	小規模事業者のニーズ適合性を評価・分析することが必要ではないか。	小規模事業者のニーズ適合性を評価・分析することが必要であるが、その方法等については検討を要する。	定期的に小規模事業者のニーズ調査を実施し、事業の見直し等、適宜改善を図る。アンケート結果を基に小規模事業者のニーズに対応した事業を展開し、小規模事業者の規模数に応じた組織率をもって満足度を量る。	・小規模事業者のニーズを巡回又は窓口相談なども利用してアンケート等で調査する。
	3「準ずる事業」については、事業計画や目標が明確でなく、かつ、実績報告の対象となっていないため、適切な事業実施を担保・確認することが困難となっている。	「準ずる事業」について、事業計画や目標を設定すべきではないか。	「準ずる事業」について、事業計画、目標設定し、届出・報告を行う。	「準ずる事業」を経改事業として申請、認定を受ける際、様式上に事業計画や目標を記入する欄を設定する。（課題対応型地域活性化事業のようなイメージ）	・経改事業を含めて事業毎に目標を設定した事業計画を作成し、結果報告も行うものとする。
個別事業の見直し	巡回指導事業 最低3年に1回の指導を指導回数の目安としているが、マンパワー不足から目安どおり巡回できない商工会議所・商工会がある。	巡回指導事業 指導回数の目安を置くべきか。置くとしたら、どういう目安か。	巡回指導事業 目安は必要であるが、1経営指導員当りの事業所数のバラツキ、事業の多様化など、地域事情があり、各会議所で目標を設定すべきである。	巡回指導事業 全職員対応による原則3年に1回の指導を目安とする。但し、小規模事業者の組織率や満足度調査の結果が不十分な場合は、次年度以降、より高い目標を設定し、組織率・満足度の改善を図る。	・3年に1回にこだわらず、各団体毎に地域事情に応じた目標を設定して管理する。 ・設定した目標は公開する。 ・効果測定の結果を見ながら、目標の見直しを行う。
	目安が指導回数重視となっており、効果的な指導が行われているか評価が難しい。	何らかの形で効果を評価する方法を導入すべきではないか。	効果の「評価」は認める。但し、現状ではいかに効果を評価するかは検討を要す。	定期的なニーズ調査を実施する際、あわせて各種事業への満足度の調査を実施する。	・ニーズ調査といっしょに効果の調査を実施する。

項目	現状	課題	対応案（商工会議所）	対応案（商工会）	取りまとめの要旨
個別事業の見直し	訪問時に経営者不在のことが多く、訪問回数が具体的な指導につながらない場合がある。	具体的な指導とするため、巡回方法に工夫が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者不在の折には、「施策普及」にとどめ、後日連絡をとるなど、事業所との接触の機会としてとらえる。 ・ 具体的な目的を持った巡回。 ・ 訪問回数のカウントとして記録に残すかは、検討の要あり。 ・ 不在時に訪問をしたことを明らかにする連絡表などの活用。 	全職員で巡回することにより、必要に応じて段階的な巡回指導を実施、経営指導員は、より密度の濃い指導に重点的に当たる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体毎の判断であり、その効果については、目標達成度等で判断する。
その他		地元行政とのかかわりをどうすべきか。	地元行政との連携は必要であるが、内容は各会議所で異なる。	地域により実情も小規模事業者のニーズも違うことから、「準ずる事業」の「経改事業」としての申請を含め、地域毎各商工会に判断を一任する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域事情に応じて各団体毎に判断する。
		都市部と山間部で同じ基準。	都市部と山間部では条件が違うので、配慮が必要。	小規模事業者間において規模に格差があり、地域においても同様に格差があるため、各地域毎、選択制により地域のニーズにあった経改事業を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標設定については、各団体毎、団体内の地域特性に応じて設定するものとする。
		最低限をやっているところとが、んばっているところの評価。	現状では評価は難しい。	小規模事業者に対する満足度調査などの結果により、評価できる効果が上がっているところに対しては、支援的補助を希望する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価制度をきちんと確立してから、インセンティブについては考える。